

大阪市北区役所と関西電力送配電株式会社との連携に関する協定書

大阪市北区役所（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な連携を図り、路上変圧器を活用したまちづくりを通して、公共情報の発信や地域課題の解決、地域価値の向上に取組むことで、安全・安心のまちづくりの一層の推進を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲と乙は路上変圧器を活用したまちづくりを通して、次の事項について連携し協力するものとする。

- (1) 放置自転車対策に関すること
- (2) まちの美化に関すること
- (3) 防犯対策に関すること
- (4) 防災・災害対策に関すること
- (5) 地域活動・地域イベントに関すること
- (6) 地域課題の解決、地域価値の向上に区長が必要と認めるもの
- (7) その他、連携協力に関して双方が必要と認めるもの

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な取組みについては、別途覚書により合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密の保持）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づき取り組む活動において、相手方から秘密を明示して開示された情報を、相手方の同意なくして第三者に開示してはならず、かつ、第1条の目的以外で使用してはならない。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和12年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年5月14日

(甲) 大阪市北区扇町2丁目1番27号

大阪市北区長

寺本 譲

(乙) 大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力送配電株式会社
代表取締役社長

白銀 隆之